

10. 金融・保険・証券分野

| | |
|------------------|---|
| 金融・保険・証券 (1) | コミットメントライン契約適用対象先の拡大【新規】 |
| 規制の現状 | <p>2001年6月の法改正により、それまで商法特例上の大会社に限定されていた対象企業に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社等が加えられたが、資本金3億円以下の中小企業、地方公共団体等には認められていない。</p> |
| 要望内容 | <p>コミットメントライン契約の適用対象先を拡大し、中小企業、地方公共団体、地方公社等をその範囲に含めるべきである。</p> |
| 要望理由 | <p>コミットメントライン契約は、企業の資金繰りの安定化の観点から、極めて有効である。しかし、対象先が制限されていることにより、中小企業等の資金繰り安定化、効率化のニーズに対応できていない。</p> |
| 根拠法令等 | 特定融資枠契約に関する法律第2条 |
| 制度の所管官庁 及び担当課 | 法務省、金融庁 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (2)</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律における 投資信託の統合を可能とするための規定の新設【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行の投資信託及び投資法人に関する法律には投資信託の統合手続きに関する規定がないため、ファンドの資産規模が縮小し当初の目的を達成できなくなった場合、現実には、投資主総会の決議を経て信託期間を変更することにより繰上げ償還を行うほかに手段が無い。 2005年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」によれば、「投資信託の統合について、投資家保護等に留意しつつ、信託法の改正や金融審議会における集団投資スキームについての議論を踏まえ、平成17年度中に検討を開始する。(平成17年度検討開始)」とされている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>投資信託の統合について、早期に検討を開始し、具体的な手続き規定を整備すべきである。 その際、被統合信託財産から統合信託財産への出資については、金銭に加え保有有価証券によることも可能とするよう、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条を改正すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>投資信託設定後の環境変化により投資信託の設立目的や投資方針を維持できなくなり、管理・運営コストが投資信託の収益を圧迫しかねない場合、投資信託の統合が認められないと、投資信託を繰上げ償還するしかない。他の投資信託と統合する手段を法令化することにより、受益者に新たな選択肢を提供することが可能となる。 また、統合時に金銭以外の有価証券による出資を認め、資産の効率的な活用が可能となれば、統合時のコスト削減が可能となる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第8条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (3)</p> | <p>投資信託約款変更手続きの簡素化【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>「重大な約款変更」に該当する際には、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>例えば、受益証券の無券面化など法令改正等を活用した約款変更の場合には、「重大な約款変更手続き」の対象から除外し、公告および受益者への通知を不要とすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>法令改正による新制度等を利用することによって投資家利益に資する約款変更であっても、受益者への通知によりコストが増嵩すれば、投資家メリットは減少する。現に、そのことが受益証券を無券面化する際の障壁となっている。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第140条 同施行規則第46条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (4)</p> | <p>投資法人の規約変更手続きの緩和</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>租税特別措置法の改正において、投資法人が優遇措置を受ける要件として規約への記載が求められる場合があるが、規約の変更には投資主総会の承認が必要となる。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>租税特別措置法適用のための要件を満たしている場合には、次期投資主総会までの間の暫定措置として、官報への掲載あるいは投資主に通知することによって足りることとすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>租税特別措置法等の改正が行われた際に機動的な規約変更を可能とすることが、投資主の利益向上につながる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第140条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (5)</p> | <p>投資信託法上価格調査が必要な特定資産の範囲の限定【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>投資信託の投資対象が不動産等に拡大された際、不動産以外の資産(店頭デリバティブ取引や非上場証券への投資など特定資産以外のもの)についても、取得・譲渡等の際には新たに弁護士・公認会計士等の専門家による価格調査が求められることとなった。そのため、調査に要する費用や期間の面で新たなコスト要因となり、取引の拡大が妨げられている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項を見直し、指定資産(価格調査を必要としない特定資産)を不動産、不動産関連資産及び不動産を原資産とする資産以外の全てに拡大するとともに、同第2項を改定し、価格調査が必要な行為を不動産、不動産関連資産及び不動産を原資産とする資産に係る行為に限定すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>店頭デリバティブ取引や非上場有価証券への投資の場合、取引価格は実勢からかけ離れた価格で取引が成立することは考え難い。 また、投資信託の運用には忠実義務が課せられており、利害関係人との間の取引に対する規制も措置されていることから、投資信託にとって不利となる価格での取引は抑止できる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>投信信託及び投資法人に関する法律第16条の2 同施行令第3条、第22条 同施行規則第33条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (6)</p> | <p>投資法人の資金調達手段の多様化</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>投資法人の資金調達手段は、借入れ及び投資法人債に限られており、超短期の資金を必要とする場合、調達期間とマッチせず、調達コストが高かついてしまう。 政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「投資法人のCPの発行について、投資法人のニーズや投資家保護の観点等を踏まえた上で、検討を得る(平成17年度検討、平成18年度結論)」とされている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CP等の発行を可能とすべく、早期に結論を得て関連規定を整備すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>CP発行は、借入れや投資法人債の発行に比して発行金利が低く発行費用も安価である。資金の調達コストは投資法人の運用効率に直接影響を与えるため、投資家利益の拡大のためにも、早急にCP発行等による資金調達を可能とすることが求められる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、同条第7項、第139条の2 同法施行規則第103条第1項第7号</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (7)</p> | <p>「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の上場会社の適用除外【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」により、貸金業者が社債等を発行する際には、上場会社であっても、事前の登録が義務付けられるとともに、通常の有価証券報告書による開示に加え、特段の情報開示が求められている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>上場会社に対しては、社債の発行等による貸付資金の受入れ時の登録、貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理、といった義務付けを課さないこととすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>上場会社の場合、既に証券取引法に基づき監査法人による監査を受け、有価証券報告書により企業内容を開示しており、貸金業者であることのみを理由として、更なる情報開示を義務付ける必要はない。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (8)</p> | <p>国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>国の機関及び地方自治体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。 しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>全省庁、地方自治体</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (9)</p> | <p>証券会社の付随業務としての併營業務の契約代理業務の位置づけ【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>2004年12月の信託業法等の改正により、証券会社が付随業務として信託契約代理業務を行うことが可能となった。しかし、併營業務を実施するには、内閣総理大臣の承認が必要である。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>信託契約代理業務と同様、併營業務の契約代理業務を証券会社の付随業務として位置づけ、内閣総理大臣への届出で可能とすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>銀行その他の金融機関については、信託契約代理業務と併營業務に係る契約代理業務の間に規制上の取扱いに差異はなく、証券会社においてのみ取扱いを異にする理由はない。 証券代行業務等の併營業務は、証券会社が本来実施する業務とも関連性・親近性を有しており、証券会社の付随業務として位置づけ、届出により業務実施を可能とすべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法第34条 証券会社に関する内閣府令第25条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (10)</p> | <p>信託兼営金融機関等による、信託専門関連業務子会社が営む業務の代理業務の解禁【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>2004年12月の信託業法等の改正により、「金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」第1条第4号から第7号に掲げる業務が信託専門関連業務として規定され、信託兼営金融機関等は、当該業務を行う企業を子会社とすることが可能となった。しかし、当該信託兼営金融機関等は、当該信託専門関連業務子会社の代理業務を行うことができない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>信託兼営金融機関等が、信託専門関連業務子会社が営む兼営法第1条第1校第4号から第7号に掲げる業務の代理業務を行えるようにすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>信託兼営金融機関等が兼営法第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務を営むことが可能となったことから、さらに同様の業務を行う信託専門関連業務子会社の窓口業務を信託兼営金融機関等が担うことで、顧客の利便性の向上および窓口業務の効率化が図られる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>銀行法第10条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (11)</p> | <p>銀行子会社による併営業務受託契約の締結の代理の解禁【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>銀行の金融関連業務子会社の業務として、併営業務(金融機関/信託業務/兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務)を受託する契約の締結の代理業務は認められていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>銀行の金融関連業務子会社が、併営業務を受託する契約の締結の代理業務を行えるようにすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>金融審議会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」(2003年7月28日)においては、信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行う」とともに、遺言関連業務に係る取次ぎ業務を認めることについて「本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである」とこととされている。</p> <p>既に銀行本体では、併営業務を受託する契約の代理業務が認められており、金融関連業務子会社においても取り扱うことを可能とすべきである。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>金融機関/信託業務/兼営に関する法律第1条第1項各号 銀行法第16条の2 同施行規則第17条の3</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (12)</p> | <p>特定持分信託の信託法第58条からの適用除外</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>資産流動化法の特定持分信託は、その制度趣旨上、投資家が不測の損害を被ることを予防する観点から、信託契約を解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。しかし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、裁判所による信託の解除命令を規定した信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度趣旨が十分に活かされていない。弁護士の中には、信託法第58条の適用によって信託の解除が可能とする意見があり、格付けの評価が難しくなっている。</p> <p>政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(2005年3月)によれば、「SPC法の特定持分信託に関して、信託法第58条の特例を設けることについて検討し結論を得る。」とされている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを明らかにするか、あるいは、当局による解釈を明確にすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>実務上、信託法第58条の適用を避けるために、あえて受益者を複数にせざるを得ない場合も多く、徒にスキームを煩雑化させ、不要なコストを増嵩させている。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>資産の流動化に関する法律第31条の2 信託法第58条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (13)</p> | <p>外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。 「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であって、1株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>外国資本が事実上支配権を持たない企業に対して、安全保障上の観点から直接投資を規制する必要性は薄い。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>外国為替及び外国貿易法第26条第1項、同27条、同55条の5</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>財務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、日本銀行</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (14)</p> | <p>保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。 また、保険会社が、信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、研修教材の送付等の信託契約代理業の事務支援を行うことは認められていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社の付随業務として、信託業務(併営業務を含む)の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。 信託契約代理店を兼営する保険代理店を対象として、信託契約代理業の事務支援を行うことを認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、エクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。保険会社が実施する年金関連業務、遺言信託など遺族保障関連業務等は信託業務と関連性・親近性が強い。例えば、生命保険会社が他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立している場合、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることが考えられる。今般の信託業法の改正により、金融機関はもとより、一般事業会社を含めた幅広い主体が信託契約代理店となることができるとされた中で、保険会社のみが信託契約代理業務を認められない理由はない。 保険会社が信託契約代理業の事務支援を行うことが可能になれば、保険代理店の信託契約代理業務の兼営化が促進され、既存の保険会社ネットワークのさらなる活用が考えられる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>保険業法第98条第1項第1号 保険業法施行規則第51条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局企画課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (15)</p> | <p>保険会社本体によるビジネスマッチング業務の解禁【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社のその他付随業務として、既に銀行等で行われているビジネスマッチング業務が認められていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社のその他付随業務として、ビジネスマッチング業務を行うことを認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>保険会社が、営業を通じて得た企業の事業戦略上のニーズをマッチングさせることにより、顧客向けのサービスの向上を図ることができ、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>事務ガイドライン1 - 6 - 5 (16)</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁監督局保険課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (16)</p> | <p>保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社の子会社で行うことのできる子会社の業務あるいは保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務の中に、不動産投資顧問業務が含まれていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社の子会社の業務及び、保険持株会社傘下会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>投資家のニーズが有価証券のみならず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、生命保険会社の子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家(特に年金基金等)に提供するサービスの充実が図られる(保険持株会社の傘下で承認された実績がある)。 生保会社においては、本来業務である資産運用の一環として不動産投資を行っている。また、既に認められている不動産投資信託に係る資産運用業務は、不動産運用に関する投資顧問業務と機能的に近接していると言える。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>保険業法第106条、第271条の22 同施行規則第56条の2、第210条の7 事務ガイドライン1-8-1(2)</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局企画課、監督局保険課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (17)</p> | <p>保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められているが、その詳細を定める施行規則では、投信販社契約(証券投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介は認められていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約(投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」)締結の代理もしくは媒介を行うことを認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>保険会社が投資信託商品を販売することへのニーズは近年さらに高まっている。例えば、保険会社とその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できるようになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。また、保険会社は、確定拠出年金制度において、元本確保型保険商品を供給しており、確定拠出年金制度の主な投資商品である投資信託の提案を委託会社に代わって行うことは、顧客のラインナップの充実につながる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>保険業法第98条 同施行規則第51条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局企画課、監督局保険課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (18)</p> | <p>保険会社本体による証券会社への顧客紹介業務の明確化【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>証券会社の事務ガイドラインでは、銀行・保険会社等が行う単なる顧客紹介業務は証券業に該当しないと整理されている。既に銀行等では、顧客紹介業務がその他付随業務として認められているが、保険会社の事務ガイドラインに同様の記載がないため、保険会社による当該業務の実施可否が明確にされていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社が勧誘を伴わない単なる顧客紹介を証券会社へ行うことが可能であることを明確化すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>顧客の幅広い資産運用ニーズに対して、証券会社を紹介することは、顧客向けサービスの向上につながり、保険会社の既存の経営資源の活用の観点からも有効である。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>事務ガイドライン1 - 6 - 5(16)</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁監督局保険課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (19)</p> | <p>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘を行うことはできない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条 保険業法第98条 同施行規則第51条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局企画課、市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (20)</p> | <p>保険会社が議決権を一時保有する特定子法人の 業務範囲規制からの適用除外【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社の特定子(関連)法人等については、事務ガイドラインにより業務範囲が制限されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社が業務範囲規制に対応するため、出資比率の引下げや定款変更による業務範囲の見直しを行った企業について、事業の再構築等(業務範囲の見直しや会社売却等)を保険会社主導で行うために、一定の条件(目的や期間を限定する等)のもとで、再度保険会社の特定子(関連)法人等とすることを可能とすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>過去にグループ会社の出資関係等の見直しにより、特定子(関連)法人でなくなった企業について、事業の再構築が必要となった際、いったん保険会社が当該会社の議決権を取得し、業務範囲の見直しや株式売却等を保険会社主導で行うことによって、当該企業の事業再構築を円滑に推進することが可能となる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>事務ガイドライン1-8-1(3)</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁監督局保険課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (21)</p> | <p>保険会社の代理代行子会社による「金銭の貸付」業務の兼営の解禁【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>金銭の貸付については保険会社本体で認められている業務である一方、同業務を代理代行子会社が行うことは認められていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社の代理代行子会社が「金銭の貸付」業務を兼営できるようにすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>金銭の貸付については、保険会社本体に認められている業務であり、これを代理代行子会社に禁ずる理由はないと考えられる。 保険会社の事務代行(住宅ローン保証保険・火災保険などの異動・解約・質権設定の裏書承認など)と金銭の貸付業との間には業務の共通性が認められ、これらを兼営することが可能となれば、保険会社の経営効率化、顧客の利便性向上につながる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>保険業法第106条第1項第9号 同施行規則第56条の2第2項第13号及び第3項</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (22)</p> | <p>保険会社による銀行代理店業務の拡大[新規]</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社は資金の貸付の代理・代行以外の銀行代理店業務を行うことは認められていない。2005年2月の金融審議会の論点整理では、「証券・保険といった銀行以外の他業態の金融機関が、顧客保護、安定的な業務の遂行を図る観点からの一般的な要件を満たせば、銀行代理仲介業者になることができるようにする必要があるとの意見があった」とされている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>資金の貸付以外の業務についても保険会社による銀行代理店業務を認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>銀行代理仲介業については、事務ガイドライン1-6-5(17)に示された保険会社の付随業務としての要件(余剰能力の活用に資すること、機能的な親近性、リスクの同質性、固有業務の規模に対して過大でないこと、保険会社本来の業務に類似していること)を満たしていると考えられ、顧客の利便性の向上の観点から解禁することが求められる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>保険業法第98条第1号 同施行規則第51条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (23)</p> | <p>保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の 保有比率10%超投資対象企業の範囲拡大【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことは、保険業法施行規則により、特別法で規定された企業等に限定されており、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲を、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>昨今、大企業からのスピノフや大学発など多種多様な企業が設立されている。これらの企業は技術、ビジネスモデルの面で競争力を有しているにもかかわらず、資金や人材等が不足している場合が多い。 現在、特定子会社については、各種支援法に規定する企業に限り、10年間に限り10%超の議決権を保有することが認められている。10年間の保有期間制限を維持しつつ、ベンチャー企業の範囲を拡大し、ベンチャー企業の資金調達を容易にすべきである。また一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を把握することによって、当該特定子会社のリスク管理にもつながると期待される。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>保険業法施行規則第56条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (24)</p> | <p>共済事業にかかる契約者保護ルールの整備</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>根拠法のある共済は、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っているが、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性がとれていない。 特に消費生活協同組合法については、保険業法、農業協同組合法と比較し、健全性規制、募集規制等の契約者保護ルールが不十分となっている。また、具体的なルールは法令ではなく通達に規定されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を見直し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済経理人の設置、ソルベンシーマージン基準および早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と統合的な規制を整備すべきである。また、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令化すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはなく、対象を組合員に限定している生協であっても、生協の大規模化、商品の高額化・多様化といった実態を考慮すれば、消費者保護のための規制は必要不可欠である。 保険業法改正により、根拠法のない共済については、特定・不特定を相手方とするかどうかに関わらず、消費者保護ルールの整備が図られることを踏まえれば、少なくともこれらの制度と平仄を合わせ、消費生活協同組合法についても、パブリックコメント等の透明性を確保しつつ、制度整備を行うことが求められる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>消費生活協同組合法</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>厚生労働省社会援護局地域福祉課 金融庁総務企画局企画課等</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (25)</p> | <p>省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>全省庁</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (26)</p> | <p>株式公開買付制度の改善【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>証券取引所上場企業や、未上場でも有価証券報告書の提出が義務付けられている企業の株を市場外で5%以上買う場合、株式の買い取りを希望する企業や個人が買い付け期間や、買い取り株数、価格を公表して、原則、公開買付(TOB)を行う必要がある。また、株式買取後の議決権が全体の3分の1以上になる場合には、TOBが強制的に適用される。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>公開買付者の情報開示の充実、株主の判断期間や会社側の対案提示の十分な確保等が可能となるよう、制度の改善を図るべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>公開買付提案への対応について、投資家保護の観点から、公開買付者の情報開示の充実、株主の判断期間の確保を図り、投資家・株主が十分考慮して判断ができるようにする必要がある。また、対象会社の取締役会においても、公開買付提案への対応策を検討できるような情報の入手、検討期間の確保等を図ることが、適切な資本取引の促進につながる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法第27条の2</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (27)</p> | <p>株式大量保有報告書制度の改善【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>上場会社の株券等(CBやワラント等の潜在株式も含む)の発行済み株式数の5%超を保有する株主(大量保有者)は、大量保有者になった日から5日以内に内閣総理大臣へ株式大量保有報告書を提出しなければならない。大量保有者は当該報告書提出後、保有割合に1%以上の増減があった場合や、大量保有報告書の記載内容に変更が生じた場合等には、その内容を変更報告書に記載し、内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>投資家、株主、会社等の関係者が、株式大量保有に係る正しい情報が迅速かつ容易に入手できるよう制度の改善を図るべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>株式の大量保有は、株式取引、株価、さらには上場会社の経営等に大きな影響を与える。したがって、資本市場の透明性の向上、一般投資家への情報の充実等のため、大量保有報告書制度の実効性を高める必要がある。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法第27条の23</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (28)</p> | <p>大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧における公開買付け等 事実の公表の効力の明文化【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行法上、大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧後の自己株式取得については、インサイダー取引規制が適用されないことが明確になっていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧に、公開買付け等事実の公表の効力があることを明文化すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>5%以上の買集めの対象となった発行会社関係者が、買集め者との接触により公開買付け等事実の伝達を受ける例は少なくないが、この場合、大量保有報告書等により当該買集めの事実が公知となっているにも拘らず、明文で公表の効力が規定されていないため、証取法167条への抵触といわれる懸念から自己株取得を躊躇せざるを得ないのが現状である。株式大量保有報告書・変更報告書の公衆縦覧に公表の効力があることが明文化されれば、公表の当然の効果として未公表の公開買付け等事実が消滅したことが明らかとなり、他に未公表の重要事実等がない限り、インサイダー規制への抵触に懸念することなく自己株取得を行うことができるようになる。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法第167条 同法施行令第30条1項、第31条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (29)</p> | <p>インサイダー取引規制における「知る前計画」等に基づく 株式取引の適用除外化</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行法上、インサイダー取引規制に係る適用除外取引は、内閣府令で限定 列挙されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>重要事実の存在や、その発生を知る前に作成した計画(「知る前計画」)に基 づく株式売買(継続的な売買でない売買を含む)、取引先持株会による株式の 買入れも、セーフハーバー(適用除外取引)に追加すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>適用除外となっている役員・従業員持株会による取得と同様に、恣意が入る 余地がない取引であることが明確な場合には、インサイダー取引規制の適用 除外とするのが合理的である。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令第6条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (30)</p> | <p>新株発行に係る軽微基準の見直し</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行法上、新株発行に関しては、発行価額の総額が1億円未満の場合、軽微基準に該当し、重要事実にあたらないとされている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>公開買付に係る重要事実の軽微基準も踏まえ、年間に発行する新株が、発行済株式総数の一定割合(例えば、2.5%未満)であれば、重要事実にあたらないとすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>新株発行が株価に影響を与えるのは、議決権の希釈化等が生じるためであり、資本金の規模の大小と無関係に発行価額の総額を基準とすることは合理的でない。因みに、公開買付の軽微基準は年間の買い集め株数が発行済み株式数の2.5%未満とされており、これを株式需給関連の情報についての軽微基準と位置付けることも可能である。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令第1条の二第一号</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (31)</p> | <p>自己株式の取得・処分に係る軽微基準の創設</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行法上、自己株式の取得・処分に関しては軽微基準が設けられていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>自己株式の取得・処分について、軽微基準を設けるべきである(例えば、発行済株式総数の2.5%)。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>自己株式の処分と類似の性格を有する新株発行については、軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、これにより、発行体による株主への利益還元が制約されているとともに、資本政策の機動的な展開が阻害されている。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (32)</p> | <p>子会社の解散に係る軽微基準の創設</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行法上、子会社の解散に関しては、軽微基準が設けられていない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止と同様、当該子会社の解散により減少する連結ベースの売上高が、解散後3事業年度にわたり、当該子会社解散前の事業年度の連結ベースの売上高の一定割合(例えば、10%未満)であると見込まれる場合には、重要事実にあたらなるとすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>営業または事業の全部又は一部の休止又は廃止について、軽微基準が設けられていることと比べ、均衡を失っており、また、結果として、機動的な事業の再編が阻害されている。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (33)</p> | <p>上場子会社等の業績予想の変動の重要事実からの削除</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現行法上、上場子会社等の業績予想の変動については、軽微基準に該当しない限り、親会社の会社関係者にとっての重要事実とされている。また、当該軽微基準は、当該子会社単体ベースで設定されている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>上場子会社等の業績予想の変動については、親会社側にとっての重要事実から削除すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>親会社にとって重要でない小さな上場子会社であっても、当該子会社にとって大きな業績予想の変動であれば、すべて親会社側の重要事実となることとなり、合理的ではない。親会社の属する企業集団の業績予想等の変動は親会社の会社関係者にとって引き続き重要事実であり、特段の弊害はない。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>会社関係者等の特定有価証券の取引規制に関する内閣府令第4条の四</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (34)</p> | <p>証券会社が10%以上の株式を一時保有する場合の規制の合理化〔新規〕</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>証券会社が、発行会社の議決権の10%以上の株式についてブロックトレード(売り手顧客による大口株式売却と証券会社による一時的に引取り、そして買い手顧客への転売へと至る一連の取引)を行い一時的に保有した場合、証券会社は証取法163条における「主要株主」となり、「主要株主の異動」は証取法166条によりインサイダー取引規制上の重要事実該当する。証券会社は、発行会社によって当該重要事実が公衆の縦覧に供され公表されなければ、転売を行うことができない。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>特定有価証券等の売買に関する内閣府令において、株主が有している株式から除外するものに「証券業を営むものが転売を目的として取得した株式」を追加すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>証券会社が、発行会社の議決権の10%以上の株式についてブロックトレード(証券会社を通じて、大口の注文を相対で行う取引)を行い一時的に保有した場合、発行会社によって当該重要事実が公衆の縦覧に供され公表されなければ、転売を行うことができない。証券会社は、その間、当該株式を大量に保有した状況となり巨大なリスクに直面する。例えば、相場環境の変化により転売に支障をきたし、また、公表内容を知った投資家が転売に先立ち売却するなどによって執行コストが増大する可能性がある。こうしたリスクは取引価格に反映せざるを得ないため、投資家の支払うコストを増大させることになる。</p> <p>ブロックトレードにおいて、証券会社はポジションリスクや価格変動リスクの極小化のために、一時保有した株式の速やかな転売を志向しているが、現行規制では、証券会社が一時保有した状況で、当該報告が必要となるために転売までに一定の時間がかかってしまう。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法第163条(特定有価証券の売買に関する報告書の提出) 証券取引法第166条(会社関係者の禁止行為) 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場株式等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令第1条(取得又は保有の態様その他の事情を勘案し株主が有している株式から除外するもの)</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (35)</p> | <p>ラップ口座に係る規制緩和[新規]</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>ラップ口座とは、個人投資家を中心とした投資家から、証券会社又は証券会社と提携している投資顧問会社が投資一任の委任を受け、当該証券会社又は当該投資顧問会社が投資一任運用を行い、当該一任運用に係る取引の顧客口座が証券会社に開設されるスキームである。「ラップ」とは英語の「Wrap」(「包む」の意味)であり、当該口座において徴収する種々の手数料等は通常一括して徴収される。</p> <p>(1)ラップ口座に組入れる投資信託は、一般の投資信託と同様に、目論見書の変更がある度に、購入の前に目論見書を送付し受取りの確認を行う。</p> <p>(2)ラップ口座内の運用ポ-トフォリオ構成銘柄についても、インサイダ-規制等の対象になりうる場合がある。</p> <p>役員・主要株主の売買報告義務規制(証取法163条) 役員・主要株主の短期売買差益返還規制(証取法164条) 役員・主要株主の空売り規制(証取法165条) 会社関係者の取引規制(証取法166条) 公開買付者の取引規制(証取法167条)</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>(1)ラップ口座に組入れる投資信託については、契約時に関して事前の交付・確認を行うこととし、その後の契約期間中に発生する買付けにおいては、目論見書に大幅な変更が無い限り、顧客への交付義務を免除すべきである。</p> <p>(2)ラップ口座で投資一任会社による投資一任運用にかかる売買を行う場合、インサイダ-規制等の適用除外となる場合を設けるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>(1)投資信託の販売のうち、「勧誘」を伴わないものについては証取法上の「募集」には該当せず、目論見書の交付義務はない。例えば、累積投資契約、財形契約または自動再投資契約に基づき、「勧誘」を受けることなくファンドの買付けを定時・定期的に行なう場合は、目論見書交付義務はない。ラップ口座においては、契約時には目論見書を交付する必要はあるが、その後の契約期間中に発生する買付けの際に、財務内容の更新など投資一任契約の内容に変更を及ぼさないような目論見書の変更については、その都度顧客に交付する必要はない。</p> <p>(2)上記の規制のため、上記法令の対象となる銘柄(顧客が当該会社の役員または主要株主)については、顧客の申告により運用対象銘柄から除外する措置をとって運用を行っている。しかし、ラップ口座開設後に運用対象になっている会社の役員に就任した場合、申告ミスによって、インサイダ-取引規制に抵触するリスクがある。これは、ラップ口座の根幹にかかわる問題である。</p> <p>また、顧客が「証取法166条第3項に規定する重要事実の伝達を受けた者」または、「証取法167条第3項に規定する公開買付け等事実の伝達を受けた者」になったとしても、ラップ口座で運用する投資一任会社の運用者が適時に把握するのは困難なので、資産運用者は重要事実を知らずに、その発表前に当該銘柄を売買してしまうこともありうる。ラップ口座は、投資一任契約に基づき運用者が顧客からの影響を一切受けことなく独自の判断で投資対象及び投資時期を決定するものであり、このような場合などは、インサイダ-取引規制の対象とする必要はない。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法 第15条第2項、166条、167条 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令第6条、8条 累投契約等に基づく投資における日証協の見解(平成12年5月30日付け会員通知)</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (36)</p> | <p>第三者割当増資の際における提出書類に係る見直し【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>現在、継続開示会社が普通株式に関し第三者割当増資を実施する場合には、証券取引法上の「募集」に該当することから有価証券届出書の提出が必要とされている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>第三者割り当て増資に係る勧誘の対象が発行会社の役職員、発行会社の100%子会社(完全子会社)の役職員であれば、勧誘先対象の人数の計算から除くべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>現在証券取引法施行令第1条の4第3項において、新株予約権の勧誘を行う場合、勧誘の相手方が発行会社の役職員等のみである場合は、募集に該当するか否かの人数の計算上これらの者を除外することになっている。また証券取引法上の少人数私募の考え方においては、適格機関投資家は250名を上限に人数基準から除外されることとなっている。これら規定との整合性を踏まえ、発行会社の役職員および完全子会社の役職員は発行会社の財務内容、経営内容を熟知しているものとして、第三者割り当て増資に係る人数基準から除外することが妥当である。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券取引法第2条第3項第2号 証券取引法施行令第1条の5、1条の7等</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>金融・保険・証券 (37)</p> | <p>弊害防止措置の合理化【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>証券会社の役職員が、発行者又は顧客(「発行者等」という。)の非公開情報等(発行者等の重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼす情報、または顧客の注文の動向その他の特別な情報)を親法人、子法人等から受領もしくは提供することは、原則、弊害防止措置として禁止されている。ただし、発行者等の書面による同意がある場合には、非公開情報等の受領及び提供は禁止規定から除かれている。 また、電子情報処理組織の共有は、親銀行等又は子銀行等との間で禁止されている。ただし情報の伝達が行えないよう措置されている場合は禁止規定から除かれている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向に関する情報について、自己売買等又は当該情報を提供した勧誘に利用することを禁止する一方、発行者、顧客から明示的な非公開情報等の提供禁止の意思表示がなされている場合を除き、電子情報処理組織の共有ならびに情報の共同利用を原則として認めるべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>禁止規定の例外措置として、顧客からの書面による事前の同意を得れば情報の受領・提供を行うことができるとされているが、情報内容や情報を共有する法人の範囲等に制限を加えない包括同意書を取得することは通常の場合困難であるため、同例外措置だけで実効ある対応や機動的な対応を図ることは極めて困難である。また、「その他の特別な情報」の趣旨が不明であるため遵守の管理が困難な状況にある。 発行者等の書面による同意がある場合であっても、親法人、子法人の間又は同一法人内で、非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向に関する情報等を有価証券取引に利用することは弊害となりうるので、現行規制は、法の意図する弊害防止にとって必ずしも効果的な仕組みになってはいない。 発行者等に関する非公開情報の授受については、親子関係等にある場合に、最も利益相反行為の危険性が高いと思われる同一法人内での行為に適用される規制よりも更に厳しい規制を課すことの合理性はないと思われる。発行者等に関する情報を利用した利益相反行為を防止するためには、具体的行為に着目し、非公開かつ顧客の投資判断に影響を及ぼす情報又は顧客の注文の動向の情報を自己売買等又は当該情報を提供した勧誘に利用することを禁止するとともに、個人顧客に係わる情報については、個人情報保護法及び金融機関を対象とした個人情報保護法制への対応の中で保護することにより適正な情報管理は担保できる。 持株会社形態が一般化しつつあり、またグローバルな顧客リスク管理が要請されている現在、当該規制は過剰で形式的な規制である。質の高い総合的な金融サービスの提供は、発行者等の利便性にかなうので、適正な情報管理の仕組みを構築しつつ、推進のための環境整備を図ることが望ましい。 電子情報処理組織の共有については、外形的にコンピュータを使った情報管理が親銀行等又は子銀行等との間で禁止されているため、情報利用の実態にかかわらず、同一グループ内のリスク管理、情報管理が困難となっている。法律の趣旨に沿って適正な情報管理を図る仕組みがあれば、コンピュータを利用したという理由で弊害が発生することはないので、電子情報処理組織の共有禁止規定を存続させる合理性はない。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第7号、8号</p> |
| <p>制度の所管官庁及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (38)</p> | <p>投資顧問業者の役員または重要な使用人の住所に関する 公衆縦覧の廃止および住所変更に伴う変更の届出に係る規制緩和【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>投資顧問業の登録にあたって、投資顧問業者の役員または重要な使用人の氏名及び住所が記載されており、それらは公衆の縦覧に供されている。また、役員または重要な使用人の住所に変更が生じた場合には変更の届出を行うことが義務付けられている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>投資顧問業法施行令第3条にて規定される重要な使用人のうち、同法施行令第3条第2号及び第3号に規定する者についてまで氏名及び住所の届出を義務付ける趣旨を明確にするとともに、届出を必要とする「使用人」の範囲を、他の法令と平仄を合わせる方向で縮減することを検討すべきである。 また、投資顧問業法においては、「使用人」の範囲が、投信法よりも広く、また、投信法では不要となっている役員及び使用人の氏名及び住所の公衆縦覧を義務付けられていることについて、その趣旨を明確にすべきである。 金融審議会において、投資顧問業法を含めた投資家保護のための投資サービス法制の検討がなされているが、本件の検討はその場でなされるのか、なされない場合には具体的な検討・結論の時期を明確にすべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>重要な使用人に該当する者が多数にのぼる場合には、当該者の転勤、退職、住所変更等の際の届出につき、実務上の負担が極めて重いものとなっている。 個人情報保護の観点及びセキュリティ上の問題により、近年、公衆の縦覧に供されている情報を利用した犯罪が頻発していることを踏まえ、投資顧問業法に関する制度を見直す必要がある。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条、第6条、第8条 同施行令第3条</p> |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>金融・保険・証券 (39)</p> | <p>「持株会」の規制緩和【新規】</p> |
| <p>規制の現状</p> | <p>日本証券業協会の持株会制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)では、従業員持株会と役員持株会は別に組織し、株式の買付も合同では行えないこととなっている。また、役員持株会は、福利厚生目的ではないため、奨励金支給は行えないこととなっている。</p> |
| <p>要望内容</p> | <p>上場親会社株式の取得を目的とする子会社持株会については、ガイドラインの規制を緩和すべきである。</p> |
| <p>要望理由</p> | <p>子会社役員の親会社株式購入については、親会社の役員とは異なり、未公表の親会社の重要事実を知得する機会が極めて少なく、インサイダー規制の観点からも個人での購入は、比較的自由に行える状態であることから、発行会社の役員持株会設置の趣旨と異なる扱いをすべきである。一方、子会社役員にも、従業員と同様の財産形成目的の上場親会社株式持株会を組成するニーズがあることから、親会社(株主)の承認(役員報酬)を前提に、奨励金を付与することを認めても問題はない。</p> |
| <p>根拠法令等</p> | |
| <p>制度の所管官庁 及び担当課</p> | <p>金融庁総務企画局市場課 日本証券業協会</p> |